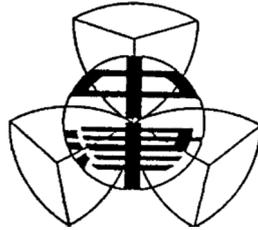


令和2年度入学

小学校入学のしおり



茨木市立中津小学校

も く じ

はじめに・・・悩まれたら、まず学校に相談を	1
-----------------------	---

入学にあたって

入学式	2
入学までの準備・準備物の留意点	3～7
中津小学校のきまり	8・9
校舎配置図	10
日課表・年間行事（29年度）	11

楽しく学校生活をおくるために

生活について	12
学習・通学・身体面等の配慮・緊急時連絡先・欠席届について	13
保健室よりお知らせ	14～17
事務室よりお知らせ	18～23
校区安全マップ（通学路と危険な所）	24

教育委員会からのお知らせ

茨木市の学校教育	1
給食について	2
健康・安全について	3・4
自然災害時の措置について	5・6
茨木市外への転校・茨木市内への転校・区域外就学について	7
就学援助制度について	8
学童保育について	9
放課後子ども教室・こども会活動について	10
ファミリーサポートセンター事業について・支援教育について	11
教育に関する相談について	12
不登校児童生徒支援室「ふれあいルーム」について	13
その他の教育相談機関	14

中津小学校 PTA について

中津小学校 P T A 規約	1～4
役員選挙細則・P T A 慶弔規定	4～5
P T A について	5～8
個人情報取扱規則	9～10

* メール情報配信システム 登録のお願い ① ②

はじめに

悩まれたら、まず学校にご相談を

4月になれば、いよいよ1年生です。

「はやく、勉強してみたい。」

「たくさん友達をつくりたい。」

「おいしい給食を食べてみたい。」

「大きなプールで泳いでみたい。」

など、お子さまは、新しい学校での生活にうきうき・わくわくされていることでしょう。

保護者の皆さまも、お子さまのご誕生からのあゆみを思いおこされるとともに、今後の健やかな成長を期待されていることと存じます。

しかし、一方で

「迷わずに学校に行けるかな。」

「お友達と仲良くできるかな。」

「勉強についていけるかな。」

など、不安な気持ちもお持ちではないでしょうか。

もちろん、昨日まで全く知らなかった子どもたちが集まり、集団生活をするわけですから、人間関係に悩むこともあります。また、学習につまずくこともあるでしょう。

中津小学校では、一人ひとりの子どもが悩みやトラブルを感じた時には、早期に解消し、楽しい学校生活を送れるよう、また、豊かな感性と学習の基礎基本を確実に身につけることができるよう、学級担任はもちろんのこと、教職員全員で1年生の成長を支援していきます。本校では、お子さまや保護者の皆さまの期待に応えることができるように努める決意です。

もし、お子さまの学校生活を見ておられて、あるいはお子さまから聞かれたことで気になられたことがございましたら、まず学級担任や学校に連絡していただき、ご相談をお願いします。電話や連絡帳でも結構です。

また、転校や校区内転居、長期入院などの事務手続きにつきましても、まず学級担任や学校に連絡していただくとともに、本冊子に記載している連絡先に問い合わせいただければと思います。

保護者の皆さまと学校が協力しながら、ともにお子さまの成長を支援し、見守って参りましょう。



〒567-0824

茨木市中津町10-15

茨木市立中津小学校

電話 072-634-3478

FAX 072-633-9147

ようこそ中津小へ！～新入生のみなさんへ～

入学にあたって

4月からのご入学を、お子さんもさぞお待ちかねのことと存じます。
ご家庭でもいろいろお心づかいのことと思いますが、次の事柄に十分ご留意くださいますと、ご入学くださいますようお願いしております。

入学式

- 日 時 平成31(2019)年4月5日(金)
- 受付時間 午前 9時00分 ～ 9時35分
- 開 式 午前10時00分(新入生入場 午前9時55分)
- 場 所 茨木市立中津小学校 体育館
- 持 ち 物 新1年生・・・①上靴と上靴入れ
②通学帽
③ハンカチ, ちり紙
保護者・・・①上履き, 上履き入れ
②外靴用ビニール袋
③就学通知書(確認後、お返しします。)
④筆記用具
⑤教科書等配布物を入れる袋

○受付の手順

- ① 必ず保護者同伴で、お子さまと一緒に、**通学路を徒歩**でお越しください。
- ② 正門で、**組分けプリント**をお渡しします。お確かめください。
- ③ 組を確かめたうえで、各組の受付に行き、**就学通知書**を提示してください。
- ④ 受付が済みましたら、お子さまは教室に入ります。
保護者の皆さまは、上履きに履き替えられて、二階体育館にお入りください。
- ⑤ 式の終了後、PTA 委員を決めていただきます。

○入学式当日にお渡しするもの・・・教科書・副読本・その他

* 入学式当日配布の『入学式 式次第』の裏面が『組分けプリント』です。個人名が記載されています。また、式次第は来賓の皆さまにも配布いたします。ご了承ください。

* 始業式は、4月8日(月)です。

* 保護者来校の必要はありません。

* 中津小学校の登校時間帯は、午前8時5分～8時20分です。

入学までの準備

入学準備用品には、中津小学校が指定している品物（学校指定用品）と、ご家庭で準備していただく品物（同じようなもので揃えていただく品物）の2種類があります。

学校指定用品は、入学当初から指導を同じように行うためのものです。販売日と販売業者が決まっています。ご確認ください。

《販売日時》 平成31年2月24日（日）午前9：00～10：00

《販売場所》 中津小学校 玄関付近

《販売業者》 北摂教材社・富士サービス

1. 学校指定用品

《文具類》（北摂教材社）・・・①整理箱（中）（スカイ）

《体操用品》（富士サービス）・・・②半袖体操シャツ（胸マーク入り）

③体操帽子（赤白）

④クォータパンツ（ネイビー）または、ハーフパンツ（ネイビー）

《その他》（富士サービス）・・・⑤通学帽子（校章つき黄色の帽子）

（野球帽型とメトロ型の2種類あり、選択制）

⑥給食用エプロンと帽子、給食袋

*購入後、これらの品物に不具合が見つかった場合は、業者まで直接連絡してください。

北摂教材社・・・茨木市島2丁目13-25

TEL 636-6366

富士サービス・・・茨木市永代町5番116 ソシオいばらきーI

TEL 622-3317

*名札とかきかた鉛筆は学校で一括注文し、支払いは後日、徴収金からいただきます。

2. ご家庭で準備していただく品物

①《上靴》1足

白色バレースューズ。（メーカー等は問いません。）（ゴム部分は何色でも可。）

②《体育館シューズ》1足

上靴では、体育館に入れません。上靴と別に、体育館シューズを用意してください。

白色バレースューズであればメーカー等は問いません。（ゴム部分は何色でも可。）

③《ゼッケン》1枚

体操服の胸（前）に付けます。（大きさ等は、P5《準備物の留意点》をご覧ください。）

《文具類等》



- ④ 下じき
- ⑤ 筆箱（カンペンケースではない箱型のもの）
- ⑥ 消しゴム（おもちゃの形や匂いのあるものは、学校で使いません。）
- ⑦ 2B 鉛筆(三角鉛筆)(4 本)
- ⑧ 赤鉛筆（1 本）
- ⑨ ネームペン(1 本)
- ⑩ はさみ(はさみケースがついているもの)
- ⑪ のり(ふえきのり)（つぼ型などの容器に入っていて、手でのばして使うのりです。）
- ⑫ 油粘土(500g 程度), 粘土ケース, 粘土板
- ⑬ 色鉛筆, またはクーピー（1 2 色程度）
- ⑭ クレパス（1 2 色程度）

（発色と柔らかさが違いますので、クレヨンではなくクレパスをご用意ください。）

- ⑮ 連絡袋(ファスナー付き)(A4 サイズのもの)
- ⑯ ノート4 冊(国, 算, れんらく帳, 自由帳)

（ノートの見本を別冊に載せておりますので、そちらと同じマス目のものをご用意ください。）

また、以下の物は、市販品でも手作りでも結構です。

P5《準備物の留意点》を読んでいただき、入学後、いつでも持ってこられるようにご準備ください。

- ⑰ 袋・・・3 つ(体育館シューズ入れ, 体操服入れ, 上靴入れ)
 - ⑱ 手さげ袋・・・1 つ
 - ⑲ 雑巾・・・2 枚（記名しないでください。クラス用として使用します。）
 - ⑳ 給食用ナフキン・・・2～3 枚（毎日使用します。大きめのハンカチでもかまいません。）
- } 合計4 つになります。

3. 服装等の準備について

① 胸章(名札)

入学式当日お渡しします。学級の色別の名札を使用しています。

② 通学の服装

- ・制服は、ありません。
- ・華美にならず、運動しやすい服装で登校させてください。
- ・清潔、簡素で自分で着脱できる服装を着せてください。
- ・通学時、名札と黄帽(学校指定のもの)を身に付けさせてください。

③ 通学用下靴

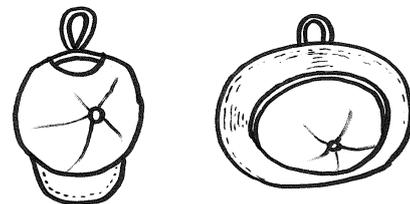
- ・通学用下靴は、体育の時間にも使います。
- ・デザインよりも運動のしやすさを重視してください。

《準備物の留意点》

(1) すべての持ち物に、ひらがなで名前を書いてください。

(色鉛筆等一本一本にも記入してください。)

(2) 通学帽にひらがなで名前を書き、机の横にかけられるよう、ゴムひもをつけてください。



(3) 上靴と体育館シューズについて

・上靴と体育館シューズの区別をするため、

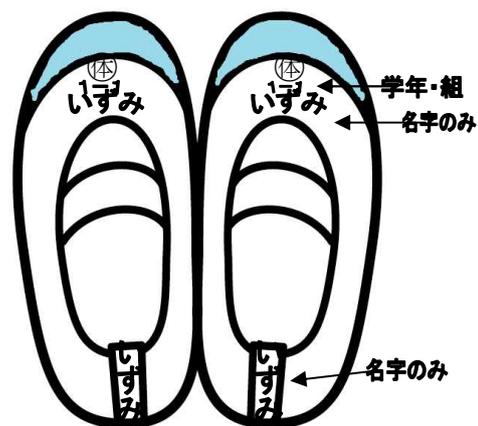
体育館シューズには $\textcircled{\text{体}}$ と書いてください。

・上靴のかかと部分とつま先の部分に、

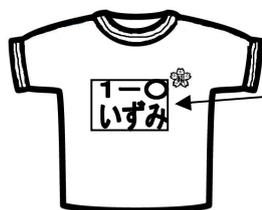
マジックでクラスと名前を書いてください。

(クラス名は決まってから書いてください。)

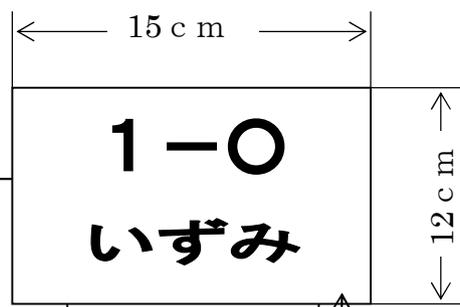
・体育館シューズにも、クラスと名前を書いてください。



(4) 体操服にゼッケンをつけてください。



ゼッケン



・白い布で右上図のようなゼッケンを作ってください。
(市販のものでもかまいません)

・文字は油性の黒マジックで太く書いてください。(クラスは決まってから書いてください。)

・上図のように、胸の部分に糸で縫いつけてください。胸(前)のみで結構です。

(5) 袋を4つ用意してください。

①体育館シューズ入れ

②体操服・体操ズボン・体操帽子入れ

③上ぐつ入れ

④手さげ袋

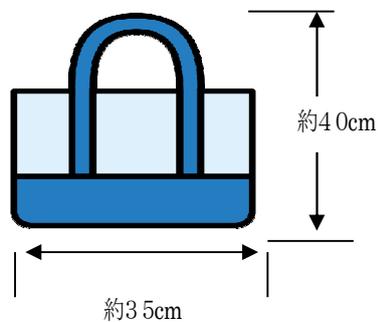
の 4つです。

※ ②の体操服入れの袋は、冬場トレーナーを入れますので、大きさを工夫してください。



上靴袋・体育館シューズ袋の例です。
できるだけ巾着型の方がロッカーにおさまりやすいです。

※ ④の手さげぶくろは下の図のようなサイズを用意してください。



(6) クレパスなどの箱をとめるゴムがない場合は平ゴムをご用意ください。

・平ゴムにも名前を書いておいてください。

(7) ぞうきんを2枚をご用意ください。(記名しないでください。クラス用として使用します。)

(8) すべての持ち物に学年・組・名前を書いてください。

名前記入チェックリスト

(□に✓を入れながらご記入時にご活用ください。)

①文具類

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> れんらく帳 | <input type="checkbox"/> 下じき |
| <input type="checkbox"/> れんらく袋 | <input type="checkbox"/> クレパス (一本ずつに) |
| <input type="checkbox"/> こくごノート | <input type="checkbox"/> 平ゴム(クレパスの箱用)
→本体にゴムのついていない場合。 |
| <input type="checkbox"/> さんすうノート | <input type="checkbox"/> 消しゴム(本体とケースに) |
| <input type="checkbox"/> じゆうちょう | <input type="checkbox"/> 色えんぴつ (一本ずつに) |
| <input type="checkbox"/> 整理箱(スカイ) | <input type="checkbox"/> はさみ・はさみケース |
| <input type="checkbox"/> 三角えんぴつ 2 B(一本ずつに) | <input type="checkbox"/> のり |
| <input type="checkbox"/> ネームペン | <input type="checkbox"/> 油粘土、粘土ケース、粘土板 |
| <input type="checkbox"/> 赤えんぴつ | <input type="checkbox"/> セロテープ |
| <input type="checkbox"/> ふでばこ | |

②袋類

- 上靴袋
- 体育館シューズ袋
- 体操袋
- 手さげぶくろ

③体操用品

- 体操シャツ (ゼッケンが縫いつけられている)
- 体操ズボン
- 赤白帽
- 体育館シューズ

④その他

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 上靴 | <input type="checkbox"/> 通学帽子 |
| <input type="checkbox"/> ナフキン (一枚ずつに) | <input type="checkbox"/> 給食用エプロンと帽子 |
| <input type="checkbox"/> ハンカチ (一枚ずつに) | <input type="checkbox"/> 給食袋 |
| <input type="checkbox"/> 下靴 | |

がっこう く とき 学校へ来る時

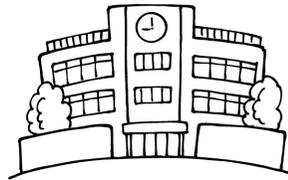
1. 登校時刻は8時5分から8時20分です。
2. 決められた通学路を通り、正門から入りましょう。
3. 黄色い帽子をかぶりましょう。
4. できるだけ友達と登校するようにしましょう。
5. 勉強に関係ないものは持ってこないようにしましょう。
6. 学校を休む時、早引き、遅刻する時は、できるかぎり連絡帳で担任の先生に届けましょう。



がっこう せいかつ 学校での生活

がっこう す かた 【学校での過ごし方】

1. 登校したら、忘れ物を取りに帰らないようにしましょう。
2. ろう下や階段は、右側を静かに歩きましょう。
3. 体育館や特別教室へは、静かに移動しましょう。
4. 体育館や特別教室などには、勝手に入って遊ばないようにしましょう。
5. 運動場の登下校は、運動場の端(鉄棒の後ろ)を通りましょう。
6. 運動場の出入りの際は、上ぐつ、下ぐつの区別をはっきりしましょう。



がっこう あそ 【学校での遊び】

1. 校舎内では、ボール遊びやおにごっこなどの遊びをしないようにしましょう。
2. 運動場の状態の悪い時は、運動場で遊ばず、教室で静かにすごしましょう。
3. 校門、玄関、下足場、通用門付近、非常階段、屋上への階段、学校園などで遊ばないようにしましょう。
4. バットやかたいボールを使つての遊び、ボールをける遊びは、やめましょう。
5. 登校時間帯に、うんてい・鉄棒・運動場の手洗い場付近で、ボール遊びをするのはやめましょう。

がっこう まわ ひと めいわく ☆学校の周りの人に迷惑をかけないようにしましょう。

げこう 下校について

1. 帰りのあいさつをしたら、すぐに下校しましょう。
2. できるだけ一人で帰らず、家の近くまで友達と帰りましょう。
3. 車などに気をつけ、通学路を守つて下校しましょう。
4. 金曜日は、上靴・傘を忘れずに持って帰りましょう。



いえ かえ 家に帰ってから

ほうかご がっこう く 【放課後、学校に来るとき】

1. 学校に忘れ物をした時は、5時以降は取りに来ないようにしましょう。休みの日は忘れ物を取りに来ないようにしましょう。
 2. 帰宅して学校に遊びに来た時は、4時30分までに帰りましょう。
 3. 放課後の学校の遊び場所は運動場です。校舎内に入って遊ばないようにしましょう。
- ※ただし、休みの日は、運動場で遊ぶことはできません。(校庭開放の日以外)
4. 自転車で学校に来ないようにしましょう。
 5. 学校には食べ物を持ってこないようにしましょう。

そと あそ 【外で遊ぶとき】

1. 危険な場所での、ローラースケート、スケートボード、ローラブレード、一輪車、キックボードなどはやめましょう。
2. 爆竹、エアガンなどの危険な遊びはやめましょう。
3. 知らない人から物をもらつたり、ついていったり、車に乗せてもらつたり、写真を撮つてもらつたりしないようにしましょう。
4. いたずらされたり、嫌なことをされたら、学校や家の人に報告しましょう。
5. 自転車で乗る時は、交通ルールを守りましょう。
6. できるだけ、外での一人遊びはさげましょう。
7. 大切なものは身につけて遊びましょう。
8. お金の貸し借りや、おごつたりおごられたりはやめましょう。



こ どうし い 【子ども同士で行つてはいけないところ】

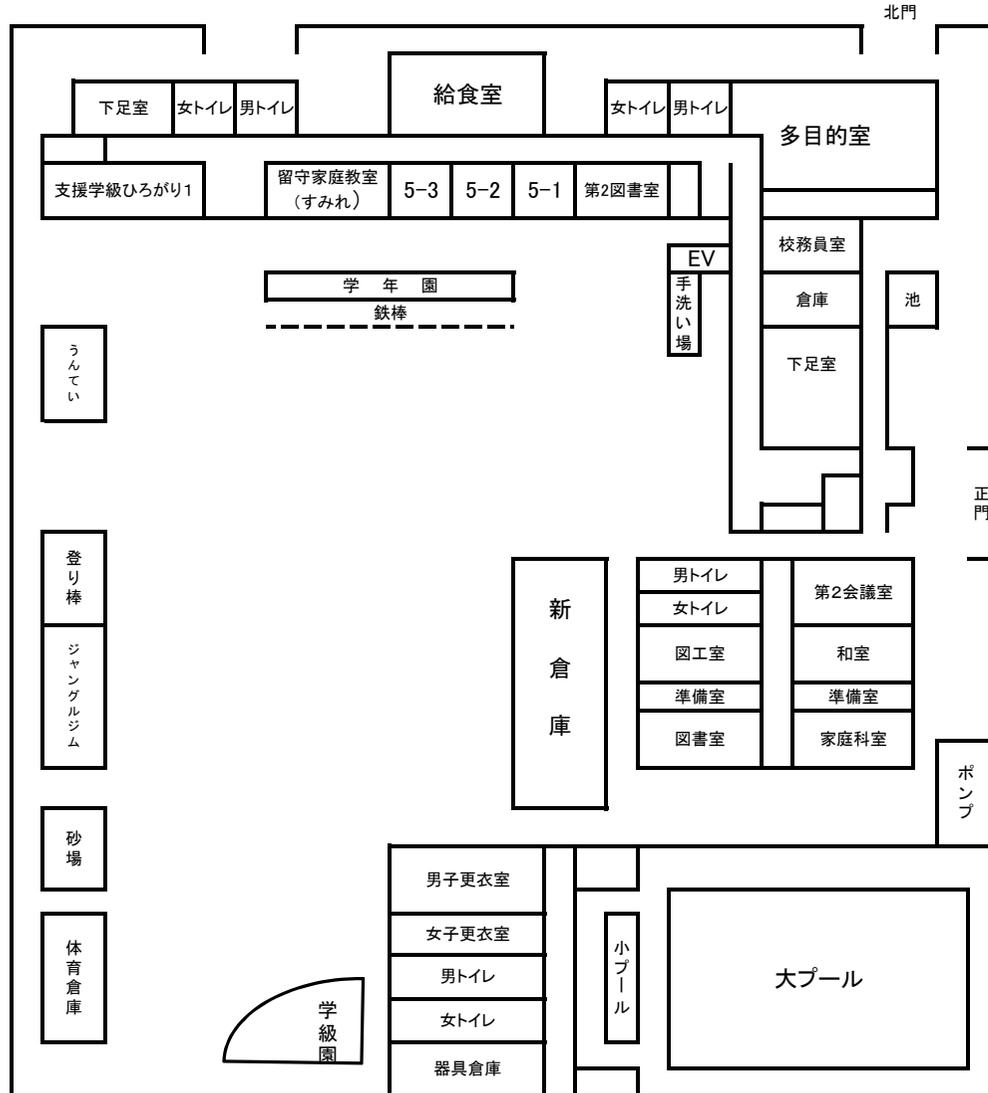
- 危険な場所(川、池など) ○校外
○ゲームセンター、スーパーなどのショッピングセンター、コンビニ、100均ショップ

あそ とし とき ☆遊びに行く時は、「いつ」「どこへ」「だれと」「何時に帰る」という習慣をつけましょう。

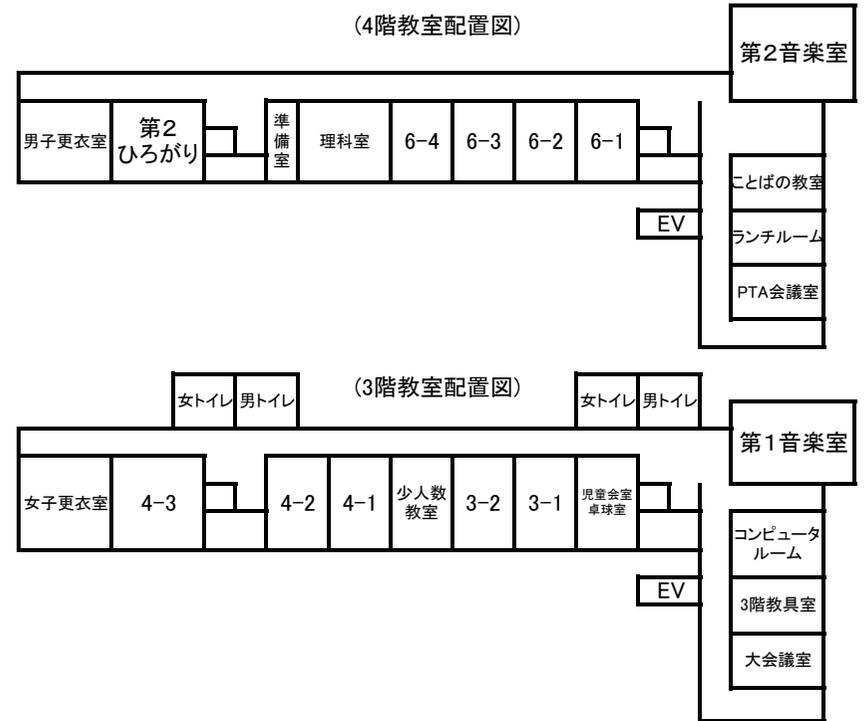


中津小学校教室配置図 (平成30年度)

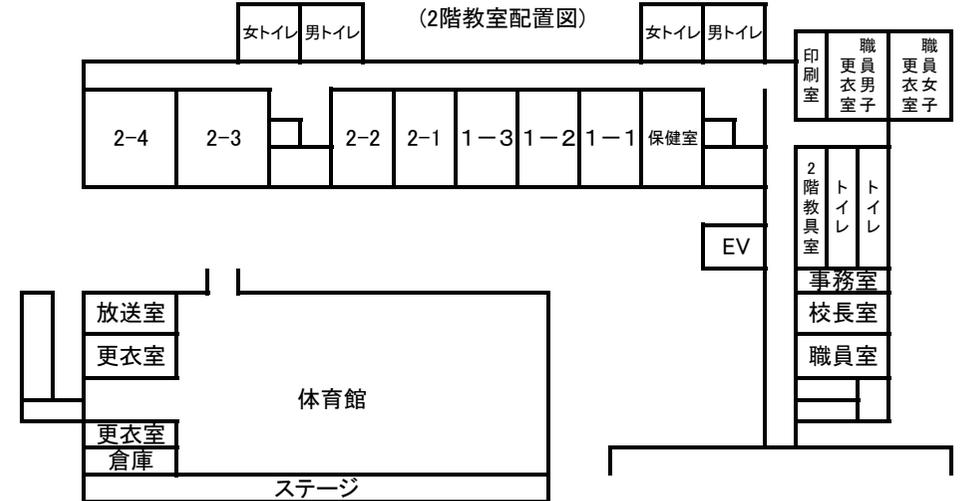
(1階教室配置図)



(4階教室配置図)

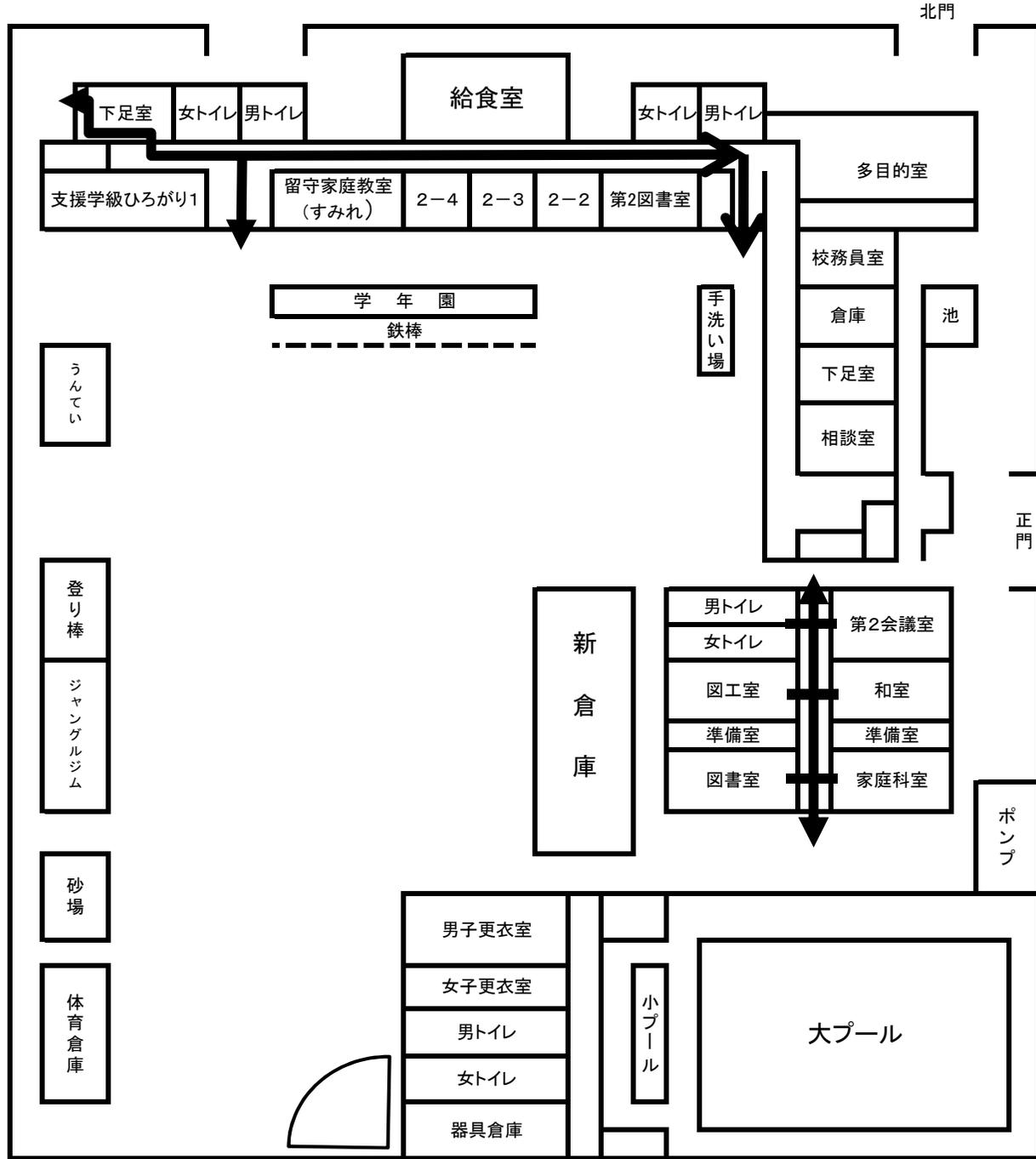


(2階教室配置図)

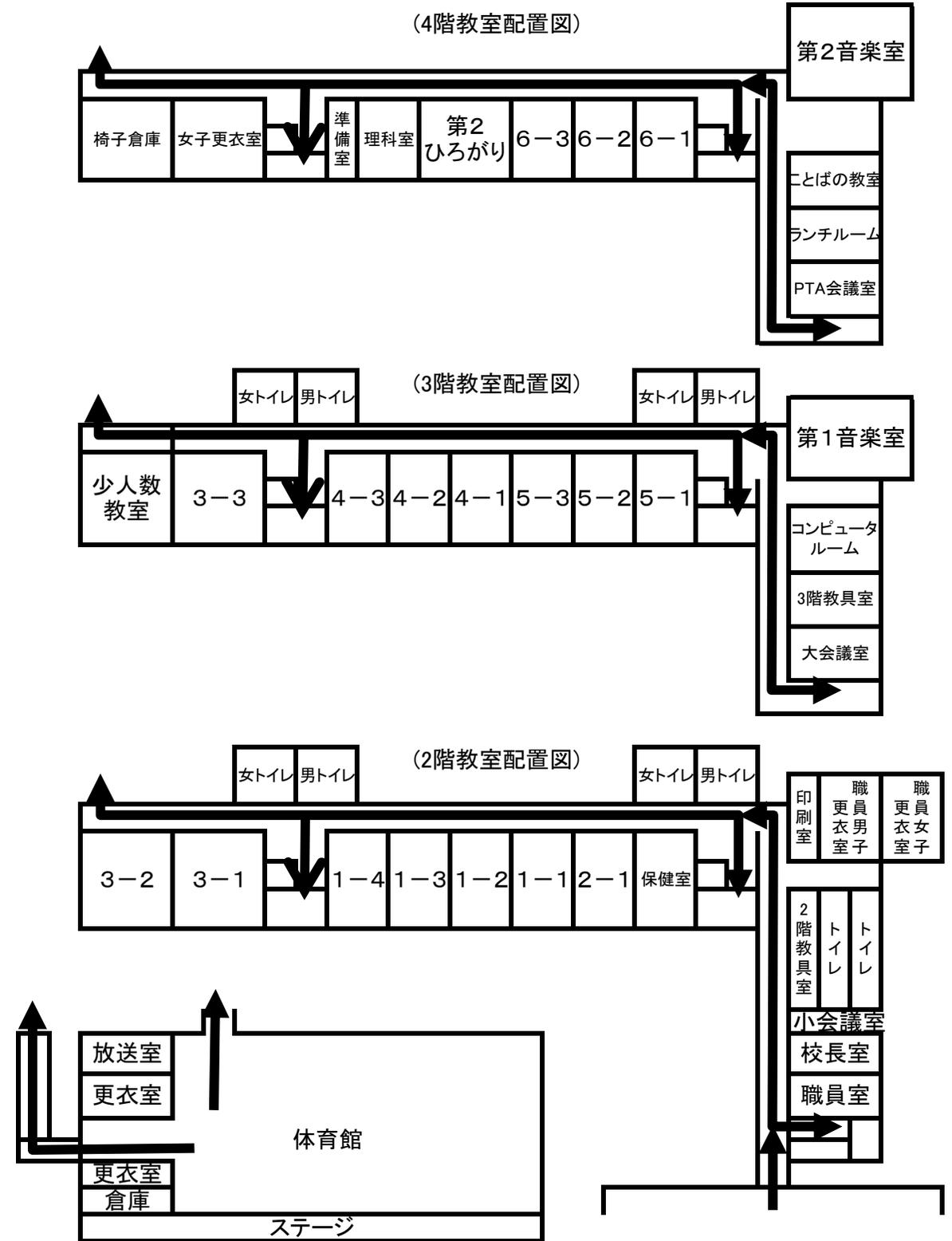


中津小学校 緊急時の避難経路(2方向)

(1階教室配置図)



(4階教室配置図)



日 課 表(平成30年度)

月曜日～金曜日

登校時間帯・・・・・・午前8：05～8：20

予 鈴	8：25
職員朝会・朝の学習タイム	8：30 ～ 8：45
朝の会・健康観察	8：45 ～ 8：50
第1時限	8：50 ～ 9：35
第2時限	9：40 ～ 10：25
第3時限	10：45 ～ 11：30
第4時限	11：35 ～ 12：20
給食指導	12：20 ～ 13：10
清 掃	13：10 ～ 13：25
第5時限	13：40 ～ 14：25
第6時限	14：30 ～ 15：15
児童下校完了	5時限14：55 6時限15：45

主な年間行事（平成30年度）

月	行 事	月	行 事
4	入学式 始業式 離任式 健康診断 身体2測定 参観・懇談会 前期児童会発足	10	後期児童会発足 6年連合運動会 参観・懇談会 校外学習
5	家庭訪問 校外学習 歯科検診 鑑賞会 健康診断 自然体験学習 避難訓練・町別児童会 1年心臓検診	11	歯みがき指導 創立記念日 市総合展 地区文化展 校内音楽会 交通安全教室 就学時健康診断 人権学習会
6	修学旅行 給食試食会 日曜参観 児童引き渡し訓練 プール開き 平和集会	12	個人懇談会 薬物乱用防止教室 非行防止教室 終業式 冬休み
7	期末個人懇談会 短縮授業 終業式 夏休み開始 水泳指導 図書開館	1	始業式 身体2測定 学校保健会 給食週間 冬季体力づくり マラソン大会 避難訓練
8	夏休み 水泳指導 図書開館 始業式 短縮授業 6年連合水泳大会	2	児童会行事 入学説明会 新入生体験入学 参観・懇談会
9	身体2測定 避難訓練 運動会	3	卒業生を送る会 卒業式 修了式 春休み

楽しく学校生活をおくるために

1. 生活について

- (1) 入学にあたり、お子さんが不安に思われることもあると思いますが、『学校は楽しいところであり、先生も上級生も親切にしてくれる』と思えるように話してあげてください。
- (2) 自分のことは自分でする習慣をつけさせましょう。
特に下記の3つのことは、できるようにしておいてください。
- ・衣服は一人で脱いだり着たりできる。
 - ・用便は一人でできる。(学校に洋式トイレはありますが、できれば和式トイレが使えるようにしておきましょう。)
 - ・ハンカチとティッシュをいつも身に付けていて、使用できる。
- (3) 規則正しく、健康的な生活習慣を身につけましょう。
- ・早寝、早起き、朝の洗顔、用便、手洗い、朝食をきちんととる、食後の歯みがき等、生活のリズムを作るようにしましょう。
- (4) 集団生活について
- ・あいさつが進んでできるようにしましょう。
 - ・困ったことがあれば、周りの人につたえられるようにしましょう。
- (5) 物を大切にし、後片付けをする習慣をつけさせましょう。
すべての持ち物には、必ずひらがなで名前を書いてください。ひらがなで書くことで、自分の物と友達のものを見分けることができます。自分の物、他人の物、そして学校の物の区別をつけ、物を大切にする習慣をつけましょう。

2. 学習について

文字や数を無理に教え込む必要はありませんが、次のことができるようになっていることが望ましいと考えています。

- ・名前を呼ばれたら、「はい」と返事ができる。
- ・お話を静かに聞くことができる。
- ・自分の持ち物の整理整頓ができる。

3. 通学について

本校では、集団登下校はしておりません。P 24の校区安全マップ(通学路と危険な所)を参考にいただき、安全に登下校できるよう、道をしっかり覚えさせてください。入学後の数日間は、地区ごとに下校します。

4. 給食について

1年生の給食は 4月20日（火） から始まります。



①給食の内容について

- ・献立表を毎月配布します。一部原材料も載せています。
小食、偏食などで配慮が必要な場合は学級担任にお知らせください。

②給食時間について

4時間目終了（12：20）⇒身じたく⇒配膳⇒「いただきます」（12：40）
「ごちそうさまでした」⇒後片付け⇒清掃（13：10）

※食べる時間は約 25 分間です。

③持ち物について

- ・ナフキン(ランチョンマット) は袋に入れて毎日清潔なものを持たせてください。
- ・給食当番はエプロン・帽子を使用します。用意をお願いします。
当番の後、持ち帰りましたら、洗濯をして週明けに持たせてください。

④食物アレルギーについて

- ・「飲用牛乳、パン、ご飯」については停止することができます。
- ・茨木市では「鶏卵、うずら卵」の除去食対応をしています。

※いずれも、学校生活管理指導表（医師の診断書）などの書類の提出が必要です。

5. 身体面等の配慮について

身体面等で配慮の必要な事があるお子さまについては、入学式後でも結構ですので、担任までご連絡ください。

6. 緊急連絡先等について

入学式当日、「健康調査票」を配布します。必要事項をご記入の上、学級担任までご提出ください。特に、緊急時の連絡先については、確実に連絡のつく連絡先を必ず記入してください。また、緊急時連絡先に変更があった場合は、すぐに学級担任まで連絡をお願いします。

（家庭環境調査書の緊急時連絡先についても、必ず記入し、変更があった時は、担任まで連絡をお願いします）

7. 欠席届について

欠席・遅刻などの場合、連絡帳に記入し、ご近所の児童等に依頼して学校の担任まで届くようにしてください。しかし、急な連絡や渡す相手がいないなどの場合は、電話でも結構です。茨木市立中津小学校 072-634-3478（受付時間 8：00～18：00）

保健室よりお知らせ

◇保健室について◇

保健室は

- ・からだの成長やようすを知るところ
- ・病気やけがの応急手当をるところ
- ・からだや心のことで心配なことや困ったことを相談するところ

(1) 学校で体調をくずしたとき

- ・お子様に症状などについて話を聴き、体温・脈拍・顔色・睡眠・食事・排便・前日の様子など、からだの状態を観察し、授業が受けられるかどうか判断します。
- ・教室での授業が可能な場合は、教室で担任が経過を観察します。
- ・授業を受けることができない場合は、保健室で安静にし、経過を観察します。
- ・発熱が続いたり休養しても回復しない場合は、保護者連絡をしますので、お迎えをお願いします。
早退の場合は、事故防止のために迎えに来ていただくことが原則となります。

※副作用が出る場合がありますので、保健室での内服薬の投与は行いません。

(2) 学校でけがをしたとき

- ・保健室では、応急手当をおこないます。早急に医療機関の受診が必要な場合は、保護者連絡をし、受診します。かかりつけの医療機関があればそちらを優先します。
- ・診療内容については、保護者の方と一緒に説明を受けたいと思いますので、受診時は可能な限り保護者同伴をお願いします。
- ・ご家庭で経過を観ていただきたい場合は、家庭連絡をします。

※保健室では応急手当はおこないますが、翌日からの手当はご家庭をお願いします。

※早退や受診が必要な場合は、保護者連絡をします。なかなか連絡がつかず、お子様がづらい思いをすることがあります。家庭環境調査書と健康調査票に記入する連絡先は、携帯電話・勤務先などすぐに連絡がつくところをご記入ください。

急な用事などで、緊急時の連絡先が違う場合は、お子様に伝えておいてください。また、勤務先や緊急時の連絡先が変更になった場合は速やかに担任までお知らせください。

◇お子様の成長を願い、いっしょに考えていきたいと思えます。何か気になることがありましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。

◇朝の健康観察について◇

○機嫌よく起きましたか。元気はありますか。(顔色や表情など)

○食欲はありますか。

○排便はすませましたか。(下痢や便秘)

○つめは短く切っていますか。

○ハンカチやティッシュは持っていますか。

○服装は気温や体調にあっていますか。

など、からだのようすを見てください。

体調が悪い時は体温を測ってください。なお、熱がなくても体調が悪い時は無理をさせないでください。

◇定期健康診断について◇

学校保健安全法に基づいて、主に1学期に健康診断を行います。

<健康診断内容と対象学年>

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
身体測定	○	○	○	○	○	○
視力検査	○	○	○	○	○	○
聴力検査	○	○	○		○	
尿検査	○	○	○	○	○	○
内科(結核)検診	○	○	○	○	○	○
歯科検診	○	○	○	○	○	○
眼科検診	○	該当児童受診				
耳鼻咽喉科検診	○	該当児童受診				
心電図検査	○	該当児童受診				
心臓検診	該当児童受診					
小児生活習慣病予防検診	該当児童通知					
色覚検査	希望児童受診					

◇出席停止について◇

学校保健安全法により『学校において予防すべき感染症』として定められた病気があります。それらの病気にかかって学校を休む時は『出席停止』になり、欠席の扱いにはなりません。
お医者さんから『学校感染症』と診断された場合は、担任までご連絡ください。

<主な学校感染症と出席停止期間>

学 校 感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	治ゆするまで
咽頭結膜炎（プール熱）	症状消失後2日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良好になるまで
その他の感染症 伝染性紅斑、手足口病、とびひ 感染性胃腸炎 など	

※お医者さんに登校してもよいと言われるまで休んでください。

登校される時は連絡帳で担任までお知らせ下さい。診断書、登校許可証明書は必要ありません。

◇災害共済給付制度について◇

学校の管理下での災害に対して、日本スポーツ振興センターより、医療費等の支給がおこなわれます。

加入手続きは入学当初に同意書を提出して、加入していただきます。

- ・学校管理下とはお子様が登校してから下校するまでの間のことです。決められた通学路での登下校時や遠足、児童会活動などもふくまれます。
- ・学校管理下での負傷等で受診した場合は（学校から受診した場合もご家庭から受診された場合も）災害給付の申請ができます。
- ・災害給付の申請は一ヶ月ごとに行います。治療が翌月まで継続する場合は、お申し出ください。
- ・災害給付の対象は、医療費総額が5000円以上（保険診療で1500円以上）の場合になります。対象となる場合は、子ども医療証やひとり親家庭医療証など、公費負担医療制度を使用しても給付金が支給されます。

※災害共済給付制度の詳しい内容については、後日配布の加入申込書のプリントをお読みください。

◇医療券申請手続きについて◇

就学援助の認定を受けられており、下記の疾病に該当するお子様には医療券を発行します。

<対象疾病名>

トラコーマ・結膜炎（アレルギー性結膜炎を除く）	中耳炎	う歯（むし歯）
白癬・疥癬・膿痂疹	慢性副鼻腔炎・アデノイド（アレルギー性副鼻腔炎を除く）	

『医療券申請手続きの流れ』

- ・就学援助認定後、保護者から学校へ医療券交付を希望される旨をお知らせください。
学校より、医療券交付申請書をお渡しします。
(生活保護の方は市教育委員会窓口でも医療券交付申請ができます)
- ↓
- ・保護者の方が、医療券交付申請書をご記入の上、学校まで提出ください。
- ↓
- ・学校から教育委員会へ医療券交付の申請を行います。（就学援助認定後でないと申請できません）
- ↓
- ・教育委員会から学校へ医療券が交付されます。
- ↓
- ・学校から保護者へ医療券を渡します。

事務室よりお知らせ

◇口座振替について◇

本校では、学校徴収金（教材費等）・PTA 会費は、ゆうちょ銀行の自動振替によって集金しています。以下の要領で手続きしてください。銀行口座が残高不足で、振替が出来なかった場合は、学校徴収金（教材費等）は、後日、現金徴収いたします。保護者様に直接学校へ持参して頂くようお願いしていますので、ご協力ください。

振替までの手続き

- ① まず、郵便局に口座をお持ちでない方は、口座の開設をお願いします。
- ② すでに口座をお持ちの方、または、①で口座開設していただいた方は、「自動払込利用申込書」に必要事項を記入してください。（記入例を参照してください。）

※「自動払込利用申込書」は、就学時検診時にお配りし、入学説明会の時に提出して頂いたものです。（提出済みの方は、再度提出して頂く必要はありません。）

※申込書は、お子様1人につき1枚必要です。

※自動振替の登録は少なくとも2週間以上かかります。振替日の直前に申込書を学校へ提出された方は、自動払込未登録として処理される場合があります。

自動払込利用申込書 (収・加)																			
種目コード	種別	通帳記号				通帳番号(右詰めでご記入ください)													
		1	6	6	3	0	1	2	3	4	0	1	2	3	4	5	6	7	1
1	6	6	3	0	1	2	3	4	0	1	2	3	4	5	6	7	1		
(フリガナ)		ユウチョウロウ										お届け印							
ゆうちょ銀行		口座名義人 (通帳の名義人) 郵貯 太郎										郵貯 (通帳お届け印)							
申込み	名目	種別	払込先口座番号	払込先加入者名	払込日														
○	学校徴収金	30	14130-22993361	茨木市立中津小学校	4月、5月、6月、10月、2月の20日 (土日祝日の場合、翌営業日)														
年・組・番		○ 年 組 番																	
児童名		郵貯 次郎																	
自動払込利用申込書に不備がありましたら、該当箇所には○印をつけて、下記にご返送ください。										取扱店日附印									
1. 記号番号相違 2. 氏名相違 3. 印鑑相違 4. 口座なし 5. その他 ()																			
〔送達先〕〒 567-0824 茨木市中津町10番15号 茨木市立中津小学校																			
事業所使用欄		回収日	提出日	入力日	その他	備考													

～記入上の注意～

※記入はボールペン等をお願いします。（エンピツは不可です。）

※お届け印は必ず通帳に登録の印鑑をご使用ください。
(ご使用の印鑑が不明の場合は郵便局の窓口にてご確認ください。)

※きれいに押印できなかった場合は念のため、近くに捨印をお願いします。

※自動払込利用申込書を訂正する場合は、二重線を引き訂正印を押印してください。訂正印は、お届け印と同じ印をお願いします。

◇学校徴収金(教材費等)について◇

学校徴収金は、本校の教育目標を達成するためのものであり、学校教育活動に直接必要なものや、児童に直接還元されるものを購入するために使います。

学校徴収金	}	教材費：テスト・ドリル・ノート・図工教材・半紙・色画用紙 等
		校外活動費：社会見学・遠足 等
		その他諸経費：スポーツ安全振興センター掛金・芸術鑑賞費 等

振替日：4/20、9/20、2/20 の年3回（土・日・祝の場合は翌営業日）

振替額：各学年の年間計画に基づいた額（4月にプリントを配布します。）

<学校徴収金 月別集金額一覧> 平成30年度集金予定額

学年	振替月	4月	9月	2月	年間集金額
	費目/振替日	4月20日	9月20日	2月20日	
1年	学校徴収金	8,000	3,000	1,060	12,060
2年	学校徴収金	8,000	2,000	451	10,451
3年	学校徴収金	10,000	5,000	1,147	16,147
4年	学校徴収金	10,000	2,000	1,353	13,353
5年	学校徴収金	10,000	5,000	4,519	19,519
6年	学校徴収金	10,000	5,000	1,964	16,964

1件につき振替手数料が10円、別途かかります。ご注意ください。

※転入生は、個別精算した額を徴収させていただきます。

※6年生の修学旅行費および、卒業アルバム代は保護者から直接業者への振込みになります。

※2月が精算月で、3月に会計報告をさせていただきます。

※演劇鑑賞や校外学習等を欠席された方や、購入されていない教材等がある方には、年度末の会計報告時に一括で返金します。

※学年で返金が生じた場合も年度末に一括で行います。

※返金手数料30円は保護者様の負担とさせていただきますのでご了承ください。

◇PTA 会費について◇

PTA 会費は本校に在籍する一番上のお子様から、保護者一名につき 1 口 150 円/月を集金します。

PTA 会計事務は、本校職員ではなく、PTA 役員（会計担当者）が行っています。ゆうちょ銀行の自動振替で納入できなかった方は、PTA 役員から通知されるお手紙を待って、PTA 口座への振込にてお支払いください。

振替日：5/20、10/20 の年 2 回（土・日・祝の場合は翌営業日）

振替額：保護者が 1 名 1800 円/年、2 名の場合は 3600 円/年（4 月にプリントを配布します。）

<PTA 会費 月別集金額一覧>

PTA 会費	振替月	5 月（4～9 月分）	10 月（10～3 月分）	合計
	口数/振替日	5 月 20 日	10 月 20 日	
	2 口	1,800	1,800	3,600
	1 口	900	900	1,800

1 件につき振替手数料が 10 円、別途かかります。ご注意ください。

学校徴収金と PTA 会費ともに・・・

再振替がありませんので残高不足となりませんよう、前日までに口座残高のご確認をお願いします。

振替日・振替額等の詳しい案内は入学後、学校だよりをはじめ、文書にてお知らせさせていただきますのでご確認をお願いします。

◇転出（転校）について◇

市役所で、住民異動の手続きが済んでから、学校での手続き（転学書類の作成・学校徴収金（教材費等）の精算等）を行いますので、**まずは、市役所で手続きをしてください。**

学校への連絡も、忘れず速やかにお願いします。

◇教科書について◇

教科書は、無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされませんので、紛失等した場合は、各自購入していただくことになります。生活・図工・保健など、2学年以上にわたって使用する教科書は、年度末に処分してしまわないよう、特に注意が必要です。教科書は、堀廣旭堂(TEL:622-2039)で購入できます。事前に電話連絡し、在庫があるかどうか確認してから買いに行くといいでしょう。

使用する教科書は茨木市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、茨木市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転出は給付されません。

◇就学援助制度・支援学級就学奨励費制度について◇

茨木市では、お子さんを小学校に通わせる上で必要な教材費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などの援助(就学援助制度)を行っています。また、お子さんが支援学級に在籍している保護者の方には、経済的な負担を軽減するための援助(支援学級就学奨励費制度)を行っています。就学援助制度と支援学級就学奨励費制度を重複して申請して頂いても構いません。所得限度額が厳しいのは就学援助制度の方で、その分、認定された場合は、就学援助制度の方が援助額が多いです。4月上旬に「就学援助制度のお知らせ」の色つきパンフレットを全員に配布しますので、ご希望の方は、学校へお申し出ください。

※毎年申請が必要です。昨年度、上のお子さんで就学援助を受けておられた方も申請が必要です。

※パンフレット記載の締切日以降も随時申請は受け付けていますが、締切日を過ぎますと4月認定になりませんので、ご注意ください。

※小学生と中学生のお子さまがおられる場合、それぞれの学校に申請が必要です。

※前年度の所得により審査されますが、基準額を超える場合でも、保護者の死亡、離婚、失業等により、現在の収入が前年より著しく減少する場合等は、校長、教頭もしくは事務までご相談ください。

◇学校給食費について◇

平成 28 年度より茨木市の学校給食費は、茨木市が徴収しています。「茨木市学校給食申込書」を提出してください。

給食を食べた翌月に、前月給食実施回数×単価（低学年 220 円・中学年 230 円・高学年 240 円）の実績額が振替となります。年間徴収額等は次年度あらためて市より通知があります。

給食費の振替日は毎月 20 日です。（土・日・祝は翌営業日）再振替は翌月の 5 日です。

4 月分の給食費は 5 月に、8 月分の給食費は、9 月分の給食費と合わせて 10 月に、3 月分の給食費は、次年度 4 月に振替があります。9 月は引落しがありません。（学校徴収金は振替がありますのでご注意ください。）

振替不能の場合は茨木市より通知されますが、給食費に関しての現金は学校ではお預かりできません。ご注意ください。

ケガや病気等で長期欠席するとき又は、市外の学校に転校するとき等、給食を停止あるいは再開するときは、「茨木市学校給食（停止・再開）届」の提出が必要です。

給食を停止又は再開したい 3 日前（休日等を除く）までに、学校に提出してください。ただし、急な欠席や 1～2 日の短い欠席の場合は、給食の停止はできません。

詳しくは「学校給食の申し込みと給食費に関するお知らせ」または茨木市ホームページでご確認ください。

保護者のみなさまへ

学校給食の申込みと 給食費に関するお知らせ

平成28年度から小学校給食費を
公会計化しています!

茨木市青少年健全育成キャラクター「ぼっぴん!」

●公会計化とは

小学校給食費の公会計は、

- ①市が直接給食費を徴収し、市が直接食材を調達することによる責任の明確化
- ②給食費の予算・決算が議会の審議や監査を受けることによる透明性の向上
- ③保護者のみなさまが、指定される口座からの振替納付が可能になる利便性の向上等を目的としています。

- 1 -

【茨木市学校給食費納付決定通知書】平成30年度分

様式第2号 (第6条関係)

平成30年5月9日

茨木市学校給食費納付額決定通知書

茨木市立中津小学校
保護者様

茨木市長 福岡 洋一



あなたが納付すべき平成30年度の学校給食費の額を次のとおり決定しましたので通知します。

	実施回数及び各学年の学校給食費				納付期限 (口座振替日)	
	回数	1・2年生 (1食220円)	3・4年生 (1食230円)	5・6年生 (1食240円)		
4月分(*)	1年	7回	1,540円		5月21日(月)	
	2・4・6年	12回	2,640円	2,880円		
	5年	13回		3,120円		
5月分	1-3年	21回	4,620円	4,830円	6月20日(水)	
	4-6年	20回		4,800円		
6月分	1-5年	20回	4,400円	4,800円	7月20日(金)	
	6年	19回		4,560円		
7月分	全学年	13回	2,860円	2,990円	3,120円	8月20日(月)
8・9月分	1-5年	22回	4,840円	5,060円	5,280円	10月22日(月)
	6年	20回			4,800円	
10月分	1-5年	21回	4,620円	4,830円	5,040円	11月20日(火)
	6年	19回			4,560円	
11月分	全学年	19回	4,180円	4,370円	4,560円	12月20日(木)
12月分	全学年	14回	3,080円	3,220円	3,360円	1月21日(月)
1月分	全学年	16回	3,520円	3,680円	3,840円	2月20日(水)
2月分	全学年	19回	4,180円	4,370円	4,560円	3月20日(水)
	全学年	19回	4,180円	4,370円	4,560円	
3月分	1-5年	13回	2,860円	2,990円	3,120円	4月22日(月)
	6年	11回			2,640円	
計	1年	185回	40,700円			
	2・3・5年	190回	41,800円	43,700円	45,600円	
	4年	189回		43,470円		
	6年	182回			43,680円	

* 4月に6年生でバイキング給食を実施する予定です。バイキング給食の1食の単価は448円となるため、6年生の4月分の引き落とし額は、上記金額と合算して3,328円となりますのでご注意ください。

- 口座振替は給食実施月の翌月20日(20日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に学校給食費とバイキング給食費を合算して引き落とします。預貯金残高につきましては、十分にご確認ください。
- 引き落としができなかった場合は、引き落とし日の翌月5日に再振替を行います。再振替での引き落としができなかった場合は、納付書を送付させていただきます。
- アレルギー等により学校給食費の額が変更になる場合は、後日茨木市学校給食費納付額変更通知書を送付させていただきます。
- 学校給食の停止(休日を除く連続3日以上)をしようとする場合は、傷病・転出によるときは停止をしようとする日の平日3日前まで、その他の理由によるときは前月15日までに「茨木市学校給食(停止・再開)届」を学校に提出してください。

※食物アレルギーにより牛乳やパン、米飯を止めている児童は、上記の給食費の額とは異なるため別途個別に決定額が通知されます。また行事等で回数の変更が生じた場合は振替の前月に「茨木市学校給食費納付額変更通知書」で通知されます。

地図上にある注意マーク

-  暗く人通りが少ない
-  車に注意  不審車両
-  自転車に注意
-  不審者情報あり
-  水難危険箇所
-  通学路

中津小学校区 安全マップ

知らない人に声をかけられたら

いかに
いかに
いかに
いかに

おすし
おすし
おすし
おすし

すすす
すすす
すすす
すすす

おあきな
おあきな
おあきな
おあきな

すすす
すすす
すすす
すすす

いかに
いかに
いかに
いかに



友だちの連絡先

Blank area for writing contact information.

茨木市立中津小学校 P T A
茨木市立中津小学校
平成26年度製作

メール情報配信システム「ライデン・スクール」登録について

本校では、ご家庭への情報配信や連絡事項等を即時にお伝えできるよう、携帯電話やスマートフォン、パソコンへのメールによる情報配信システムを導入しています。子どもさんに関わる重要な伝達事項もありますので、必ず登録いただきますようご案内申し上げます。

1. 配信情報の内容について

- 突発的な事象が発生したとき（台風や自然災害で対応マニュアル以外の事態が起きた時や学校行事が急遽変更になった場合、児童に危険の及ぶおそれがある場合など）
- 行事予定や各種の案内
- 近隣で発生した不審者情報
- その他、配信の必要があると判断したとき

2. メール受信登録について

緊急の情報をメール配信にて行います。必ず登録してください。裏面手続きに従ってメール受信登録をされた方のみに配信されます。なお、携帯電話等で受信される場合、通信にかかるパケット代金は受信される方の負担となります。メール受信登録は無料です。また、ご家族何人でも登録可能です。

○メール受信登録は電子メールが送受信のできる携帯電話あるいはパソコンの電子メールを利用して行ってください。

- 携帯電話では、迷惑メールフィルタなどの設定により、受信許可設定を行わないとメールを受信しない場合があります。

事前に迷惑メールフィルタの設定変更をお願いします。設定の詳細は、「手順1.」をご参照のうえ、詳しい操作方法などはお使いの携帯電話会社にお問い合わせください。

- このメール配信サービスは学校側から情報提供する一方通行です。送信元のメールアドレスに返信しても何もおこりません。お問い合わせがある場合は、直接電話等で学校宛にお問い合わせください。

3. 個人情報の管理について

このメール配信サービスで必要な情報は、氏名（保護者名）、メールアドレス、在籍する学年の3つだけです。その他の個人情報は不要です。また情報はこのサービスのためだけに使用されますので、他の広告などは一切届きません。ご安心ください。

◎ メール受信登録の仕方

登録は、新年度がスタートする4月1日から入学式までの間にしてください。
一度登録をしていただくと卒業まで自動的に年次更新され、卒業月には削除されます。

2～6年生に兄・姉が在籍していても、必ず両方の学年で登録してください。
(一学年だけにメールを送信する場合があります。)

手順1. 受信許可設定

- (1)迷惑メールフィルターを、`< nakatsu-es@raiden.ktaiwork.jp >` から送られるメールを受信できるように設定を変更してください。
 - (2)「URL 付きメール拒否設定」を「設定解除」してください(PC と携帯の両方の設定がある場合は、PC メールの方を「設定解除」してください)。
- ※ 詳しい操作方法は、お持ちの携帯電話の説明書をご覧になるか、各携帯ショップに本プリントをご持参のうえ、お問い合わせください。

手順2. 登録の空メール送信

空メール送信先アドレス：
`p.nakatsu-es@raiden.ktaiwork.jp`

上記に、空メール(件名、本文不要)を送信してください。
(携帯電話のバーコードリーダーをご利用になると便利です。)



メールが送信できない場合やエラーメールを受信した場合は、アドレスが間違っている可能性があります。もう一度確認して再度空メールを送信してください。

※ 空メールを送信できない機種(iPhone 他)では、本文または件名に適当な1文字を入れて送信してください。

手順3. 仮登録完了メール受信

折り返し、「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。
これは、現在の状態が仮登録であることの通知です。

手順4. 本登録

- (1) 手順3. で受信したメールの末尾記載の「以下のURLから一週間以内に本登録を実施してください。」で指定されたURLにアクセスしてください。
- (2) 登録画面が表示されますので、氏名(保護者名)を入力し、該当する学年にチェックを入れて「登録」ボタンを押してください。

手順5. 本登録完了メール受信

「メールサービス登録完了」という件名のメールが届けば登録完了です。

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 茨木市立中津小学校 PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の 取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、学校・役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費集金、管理
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、会報誌、PTA ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 本会は、個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「茨木市立中津小学校PTA 個人情報取扱規則」は、理事会(役員会・運営委員会)において改正する。

附則

本規則は、平成30年6月17日より施行する。

きょういくいいんかい 教育委員会からのお知らせ

いばらきし がっこうきょういく
茨木市の学校教育



いばらきし つぎ たいせつ がっこうきょういく
茨木市では、次のことを大切にして学校教育をすすめています。

1 基礎基本の定着と、自ら考え、判断し、行動する力の育成

こ どもたちが学 習の基礎基本を確実に身につけるため、指導の方法を工夫・改善するな
ど、創意工夫を生かした教育活動をすすめます。

2 地域に開かれた特色ある学校づくり

こ どもたちの実態や地域の実情に応じた、特色ある学校づくりをすすめます。

3 人権を尊重する教育の推進

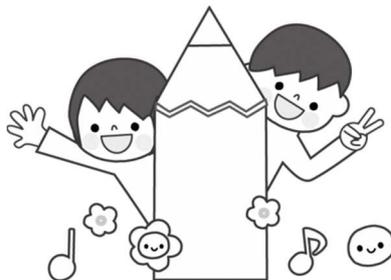
ゆた かな人権感覚をもち、さまざまな人権問題の解決に向けて自ら行動できる子ども
たちの育成をめざします。

4 学校と家庭・地域の連携による「総合的な教育力」の再構築

がっこう を核とし、地域の方々と子どもたちの教育のために協働できるよう、学校と
家庭・地域社会の連携をすすめます。

5 教職員の資質向上

がっこう組織の一員として個性や能力を活かして協力し合い、子どもたちや保護者のみ
なさんに信頼される魅力ある教育活動をすすめます。



給食について

茨木市では、市内全32小学校の児童全員に、パン・米飯、牛乳、おかずの完全給食を実施しています。

給食を通して、好ましい人間関係を育て、正しい食生活の大切さを学びます。

1 給食の献立は栄養教諭等が作成した原案にもとづき、教頭先生の代表、給食担当教職員、栄養教諭等、調理員代表で組織された献立作成委員会において決定します。

栄養のバランスはもちろんのこと、旬の食材や伝統的な行事にまつわる献立なども、積極的に取り入れています。

2 食材については、無添加のものや国内産のもの、有機栽培、特別栽培、非遺伝子組み換えのもの、地場産のものをできるだけ使用しています。

調理については衛生面に配慮し、加熱調理を中心としています。

なお、各学校で給食試食会が開催されています。実際に給食を試食していただき、栄養教諭等によるくわしい説明をお聞きいただけます。ふるってご参加ください。

3 給食は週5回実施しますが、学校行事等のため中止するときもあります。

給食費は1食あたり下記の金額となり、毎月回数に応じて徴収します。

1・2年生…220円 3・4年生…230円 5・6年生…240円

4 食物アレルギー児童への対応

食物アレルギーとしたアレルギー児童への対応については、「鶏卵及び卵」(平成30年4月現在)を基本として除去食を実施しております。該当される児童がおられる場合は、学校へ問い合わせのうえ、除去食の申し出をおこなってください。また、パン・米飯や牛乳の飲食を医師から止められている児童には、パン・米飯・牛乳等を止め、代金を減額するなどしておりますので担任まで申し出てください。各々申請には医師の学校生活管理指導表が必要になります。

それ以外の食品につきましては使用する油をなたね油や米油に切りかえる等の配慮をしております。デザートについては代替を用意できることもあります。

加工品等のくわしい内容については担任・栄養教諭等にお尋ねください。

5 毎月の献立を市のホームページで見ることができます。

茨木市ホームページ→各課のご案内→教育委員会 教育総務部 学務課
→小学校給食 「小学校給食について」→今月の献立表

その他、給食にかかわることは、各学校にお問い合わせください。

健康について



<健康>

各学校には、健康診断、健康相談、救急措置等を行うため、保健室が設置されています。子ども達が元気に学校生活を送れるよう、お手伝いしています。

- 1 家庭での健康観察を十分にして、異状があれば早めに担任に連絡してください。
- 2 「健康の記録」や「保健だより」等をよくご覧いただき、お子さんの健康状態を把握してください。
- 3 1年生は、1学期中に、身体測定・内科検診・結核検診・心電図検査・歯科検診・視力検査・耳鼻科検診・眼科検診・聴力検査・尿検査などを実施します。
病気等の疑いがあれば、お子さんが治療勧告用紙を持って帰りますので、早急に医師に診てもらってください。
- 4 学校でのケガや病気の場合、緊急に保護者に連絡をとり、迎えに来ていただいたり、病院に同行していただいたりする場合があります。学校は、入学時にご提出いただきました「健康調査票」をもとに連絡します。「健康調査票」にご記入いただいた内容に、変更があった場合は、必ず担任にご連絡いただきますとともに、当日、長時間外出予定のときは、お子さんに知らせておいてください。
- 5 学校感染症にかかった場合は、「欠席」ではなく「出席停止」になります。これらの病気にかかったら、学校へ連絡してください。そして、病気が治り、医師の許可ができれば登校してください。（医師の診断書はいりません。）
学校感染症には、インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・風疹・水ぼうそう・プール熱等も含まれます。医師の指示にしたがい、ゆっくり休みましょう。

※1 特にインフルエンザについては、次のことに留意し、ご協力をお願いします。

- ① 日頃からバランスのとれた食事・十分な睡眠をとるなどの健康管理に努め、また、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防対策を行ってください。
- ② 基礎疾患がある児童については、主治医と相談し、ご心配な点がありましたら、学校と十分連携をとってください。
- ③ インフルエンザと診断された場合は、至急、学校に報告してください。

※2 親戚にご不幸があったときも、「欠席」ではなく「忌引」になりますので担任に連絡してください。（児童との続柄で、日数が以下のように違います。）

父母…7日以内、兄弟姉妹・祖父母…3日以内、その他の親族…1日以内

（遠隔地に行く必要のある場合には、往復日数が加算されます。）

6 日本スポーツ振興センターについて

- ① 学校管理下で事故が起きたときは、日本スポーツ振興センターから、治療費の一部が支給されます。この「学校管理下」とは、お子さんが登校してから下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・児童会での活動なども含まれます。（治療内容によって対象外となることがあります。）
- ② 医師が診察し、応急処置等が終了したあとで、担任から保護者へ書類をお渡します。ので、医師に必要事項を記入してもらって、担任にご提出ください。
- ③ 給付金の請求は、1か月ごとに行いますので、治療が翌月までかかる場合は、新たに用紙をお渡します。その場合は、お申し出ください。
- ④ 日本スポーツ振興センターの共済掛け金は、後日徴収させていただきますので、全員の加入をお願いします。（平成30年度は、保護者負担が460円、市負担485円）

あんぜん 安全について

<安全>

最近、子どもに対する誘拐やいたずらが増えています。大阪府警察本部青少年・地域安全室治安対策課では、下記のような注意を呼びかけています。ご家庭でも、お子さんに十分注意するようお声かけください。

誘拐・いたずらから子どもを守りましょう！

- 通学路や自宅周辺の「子ども110番の家」を子どもと一緒に確認しておきましょう。
- 次の『5つの約束』を普段からよく言い聞かせておきましょう。

子どもに伝える**5つの約束**

- 1 一人で遊びません。
- 2 知らない人について行きません。
- 3 連れて行かれそうになったら、大声を出して大人の人に助けを求めると、近くの家に助けをもとめます。
- 4 だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます。
- 5 お友達が連れて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます。



- ① 安全に過ごせる街づくりのために、学校・保護者・地域社会が一体となって取り組むことがますます重要になっています。
- ② 緊急時には、集団下校等を行っておりますのでご協力ください。
- ③ ご自分のお子さんだけでなく、公園・空地・人通りの少ない路地などで、一人遊びをしている子どもを見かけたときは、声をかけて注意してあげてください。

不審者を見かけたり、子どもに対する誘拐やいたずらが発生した場合は、
まず110番通報をしてください。それから、学校に連絡してください。

＜児童虐待＞

児童虐待防止法第6条には、次のように定められています。

『児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。』

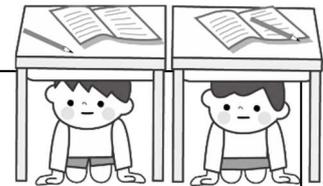
虐待は、子どもの心身の安全や成長を脅かすもので、家庭内におけるしつけとは明確に異なります。

子どもの安全確保を第一に考える必要があるため、虐待通告は間違っても許されます。虐待は自分で証明する必要もありません。気になる様子や心配なことがあれば学校や教育委員会又は直接子ども相談室に相談をしてください。学校も気になる情報を把握した場合は通告する義務があります。

自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報が発表された場合について、次のように定めています。

1 地震発生時の措置



*震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・始業前に発生 → 臨時休校
- ・授業中に発生 → 授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）
- ・登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

*震度5弱未満の地震が発生した場合

- ・学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

2 きょうけいほうはつびようじ そち 気象警報発表時の措置

いぼらきし ぼうふうけいほう はつびよう ばあい つぎ そち
茨木市に「暴風警報」が発表された場合は、次の措置をとります。

* 午前7時の時点で暴風警報が発表されている場合

- じたくたいき
・ 自宅待機

* 午前9時までに暴風警報が解除された場合

- かいじよ じてん あんぜん ちゅうい どうこう
・ 解除された時点で、安全に注意しながら登校

* 午前9時に暴風警報が解除されていない場合

- りんじきゅうこう
・ 臨時休校

とうこうご ぼうふうけいほう はつびよう ばあい げんそく じてん げこう
* 登校後に「暴風警報」が発表された場合は、原則としてその時点で下校。

とうこうじ はつびよう ばあい げんそくとうこう げこうじ きたく ほごしや かんり
* 登校時に発表された場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

つうがく しょう がっこう かくがっこう じぜん はいふ ぶんしょ
通学にバスを使用している学校もありますので、くわしくは各学校が事前に配布する文書を保存し、指示にしたがってください。



いばらきしがい てんこう 茨木市外への転校について

市役所本館1階市民課で「転出届」をし、転出の「通知書」を受けとってください。この通知書を今まで通学していた学校に提出し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとってください。

受けとった書類は、転入先の市町村で転入届をしたあと、転入学する学校に提出してください。

なお、市民課への転出届は、引っ越し予定日の14日前から受け付けています。

いばらきしない てんこう 茨木市内への転校について

茨木市内で住所を変更されたときは、転居された住所の校区の学校に転校していただきます。

転居を予定されている場合は、転居の日と新住所が明らかになった時点で、通学している学校に連絡すると同時に、学務課で手続きをお願いします。（新しい学校での受入れがスムーズになります。）

転居されましたら、ただちに市民課で「転居届」をし、転入学又は転居の「通知書」を受けとり、この通知書を今まで通学していた学校に提出してください。その学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとり、新しく通学する学校に提出してください。同じ校区内での転居の場合は、通知書の提出のみとなります。

※ 市民課への転居届は、引っ越しが完了した日から14日以内に届け出てください。

くいきがいしゅうがく 区域外就学について

住所を偽って住民登録をし、区域外の学校に入学させる「越境入学」は認められません。しかし、学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。保護者から学校長にご相談のうえ、学務課へ申請してください。

くわしくは、在籍される小学校または学務課（電話 620-1684）にお問い合わせください。

就学援助制度について

茨木市では、小学校や中学校への就学に必要な費用の援助を行っています。

1 援助を受けることができる方(次の①～③すべてに該当する方)

- ① 茨木市の市立小学校、中学校に在籍する児童生徒の保護者の方
- ② 前年中の一世帯あたりの所得総額が、基準額以下である方 (家族数により異なります)
- ③ 生活保護法の適用を受けていない方

【参考】

平成30年度の申請の場合、平成29年中の一世帯あたりの所得総額が、次表の額以下の方

- ・ 給与所得者の所得は、支払い額ではなく、給与所得控除後の金額となります。
- ・ 世帯単位で確認しますので、家族の中で所得のある方全員の所得の合計額です。

世帯の 人数	認定所得基準額	
	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円

[備考] 6人世帯以上は、1人増すごとに5人世帯の認定所得基準額に455,400円を増額する。

※ 平成31年度申請につきましては、入学式に配付する文書でご確認ください。

※ 借家世帯の所得基準の適用を希望される方は、賃貸契約書のコピーなど借家にお住まいであることが証明できる書類の提出が必要です。

※ 市外からの転入などで所得が不明な方は、所得証明書等が必要です。

2 援助の対象となる費目

学用品費・通学用品費・校外活動費、中学校入学準備金(6年生のみ)、学校給食費、野外活動費、修学旅行費、体育実技用具費(中学生)、日本スポーツ振興センター掛金、学校病(※)の治療費

※ 認定を受けたお子さんが、学校における定期健康診断等の結果、学校病で治療 勧告を受けた場合は、学校に申し出て「医療券」の交付の申請をしてください。初診時に、医療券と健康保険証を医療機関に提出すれば、医療費が援助されます。学校病とは、次のとおりです。下記以外では、医療券は使用できません。

トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、のうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(健康保険の適用をうける治療は、すべて可)、寄生虫病(虫卵保有を含む)

3 申請先 …… 学校に申請します。

くわしくは、在籍される小学校または学務課学事係(電話 620-1684)にお問い合わせください。{医療券については学務課保健給食係(電話 620-1681)}

4 小学校入学準備金について(平成30年11月1日～平成31年2月28日まで申請受付中)

平成31年2月1日時点で、小学校就学予定者の保護者の方に対し、申請のうえ、小学校入学準備金が支給されます(平成30年度就学援助制度と同様の所得制限等あり)。くわしくは、学務課学事係またはご兄弟がお通いの茨木市立小学校にお問い合わせ下さい。

がくどうほいく 学童保育について

小学校に在籍する主に1年生から3年生までの児童を対象とし、児童の放課後の健全な育成を図ることを目的としています。

1 入室資格

- ① 小学校に在籍する1年生から3年生までの児童を対象としています。ただし3年生から継続して入室している支援学級又は特別支援学校（保護者による送迎が必ず必要です）に在籍する児童にあっては6年生までの児童であることとします。
- ② 授業の終了後から午後5時頃まで保護者の就労又は疾病等の理由により、その監護にかかる状態が月間15日以上で、3か月以上継続する児童であることとします。
- ③ 前の①・②の要件を満たしていても受け入れすることが困難であると判断される場合又は特別な事情を除いて無職の同居人（70歳未満）が在宅されている家庭の児童は、入室することができません。

2 開設時間

- ① 学校の授業のある日は、児童の放課後から午後5時まで。ただし、希望する方で保護者等の迎えがあれば午後7時まで延長します。
- ② 学校の休業日（土曜日、夏・冬・春季の長期休業日、学校行事振替休日、創立記念日など）は、午前8時15分から午後5時まで。ただし希望する方で保護者等の迎えがあれば午後7時まで延長します。

3 利用料（月額）

- ① 基本利用料（月～金）最大8,000円、（月～土）最大9,600円
- ② 時間延長利用分（月～金）3,000円、（月～土）3,600円

※ 条件により利用料の減額制度があります。

4 閉室日

- ① 日曜日・国民の祝日・祝日の振替休日
- ② 3月31日（3月31日が日曜日の場合は3月30日）③12月29日～1月3日

5 申請書等配布 平成30年11月9日より

- ① 該当する30校の学童保育室・・・平日の午後1時～午後5時
土曜日の午前8時15分～午後5時
- ② 学童保育課（市役所南館3階23番窓口）・・・平日の午前8時45分～午後5時15分
- ③ 市ホームページからダウンロードも可能
- ④ 市内の市立・私立保育所（園）・認定こども園・・・開所（園）時間中

6 申請受付

- ① 平成31年度一斉受付・・・市役所南館8階中会議室にて
12月7日～13日（ただし、12月9日は除く）午前9時30分～午後7時
- ② 随時受付・・・学童保育課にて（ただし、12月13日は午後5時15分まで）
12月14日から 平日の午前8時45分～午後5時15分

くわしくは、学童保育課（電話 620-1801）にお問い合わせください。



ほうかごこ きょうしつ 放課後子ども教室について

茨木市では、小学校の余裕教室などを活用し、放課後などの子どもたちの安全で安心な居場所を設ける事業を実施することにより、子どもの体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを推進することを目的とし、市内32全小学校区で、各校区実行委員会に委託し、地域ボランティアの方々にご協力いただき、放課後子ども教室を実施しています。

1 対象者

対象となる子どもは、当該小学校区に在住する小学校1年生から6年生までの児童です。

2 実施日と実施時間

各校区実行委員会ですべて決めています。（校区によって異なります。）

3 実施場所

小学校の余裕教室などを活動拠点とし、運動場や体育館、その他校区内の施設を利用して実施します。

4 費用

無料ですが、講座などで実費が必要な場合があります。また、校区によりましては、登録時に傷害保険料が必要となります。

5 申込受付

校区実行委員会ですべて受け付けをしますが、校区によりまして受付方法や受付時期などが異なりますので、各校区実行委員会から出される案内などをご覧ください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 622-5180、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

かいかつどう こども会活動について

こども会とは、一定の地域に居住する子どもたちが遊びを中心とする異年齢の集団活動を通じて、創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び自ら考えることのできる「生きる力」を身につけることをねらいとした、地域で子どもを育てるための自主的な組織です。こども会に入会し、地域の友だちと楽しみながら様々な体験をしてみませんか。入会は、各地域のこども会育成会長に申し出てください。各こども会の連絡先は社会教育振興課青少年課までお問い合わせください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 622-5180、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター事業じぎょうについて

いばらきファミリー・サポート・センターにおいて、地域ちいきで会員登録かいいんとうろくしたものの同士どうしが、子育てこそだてを助け合う事業たすあを実施じぎょうしています。育児いくじの援助えんじょをしたい方かた（援助会員えんじょかいいん）と、援助えんじょを受けた方かた（依頼会員いらいかいいん）が相互そうごに援助えんじょします。例として、学校行事がっこうぎょうじ・通院つういん・買い物等かものとうがいしゅつ外出さいの際さいの一時預かりいちじあず、子どもの習い事この送迎ならなどです。「説明・登録会せつめい」で入会とうろくかいを受け付けます。

（援助・両方会員は別途講習べつとこうしゅうを受講じゅくこうのこと）

*病児・病後児びょうじ（平熱より1度以上高い時どいじょうたかいとき）のサポートはできません。

くわしくは、「いばらきファミリー・サポート・センター」でんわ（電話 620-7101、東中条町2-13 合同庁舎5階ひがしちゅうじょうちやう）にお問い合わせください。

しえんきょういく 支援教育について

お子さんの発達こに関して、保護者ほごしやの気づきや専門家せんもんかによる指摘してきなど、心配しんぱいや悩みなやがありましたら、まずは学級担任がっきゅうたん又は支援教育しえんきょういくコーディネーターそうだんにご相談ください。

お子さんの保護者ほごしやと学校がっこう、専門機関せんもんきかんが連携れんけいしながら、お子さんの状態こについて実態把握じつたいはあくをし、適切な指導てきせつ及び支援しえんについて考えていきます。

また、必要ひつように応じて、「個別の教育支援計画こべつ きょういくしえんけいかく」や「個別の指導計画こべつ しどうけいかく」を作成さくせいし、お子さんにかかわる情報じょうほう、長期的な教育的支援ちやうきてき きょういくてきしえんの目標もくひようや内容ないよう、短期的な指導目標たんきてき しどうもくひよう・内容ないよう・方法ほうほうについて学校がっこうと保護者ほごしやが共通理解きょうつうりかいしながら、支援しえんをすすめていきます。

通常つうじょうの学級がっきゅうで支援しえんをすすめながらも、個別の支援や指導等こべつ しえん しどうとうの教育的ニーズきょういくてきが出てきた場合は、特別の教育課程とくべつ きょういくかで『通級指導教室つうきゅうしどうきょうしつ』や『支援学級しえんがっきゅう』で学ぶこともできます。

『通級指導教室』への通級つうきゅうや『支援学級』への入級しえんがっきゅうに関して、まずは学級担任がっきゅうたん又は支援教育しえんきょういくコーディネーターそうだんにご相談ください。通級又は支援学級入級つうきゅうまた しえんがっきゅうにゆうきゅうについて、お子さん・保護者ほごしや・学校がっこうがていねいな話し合いはな あや検討けんとうを十分に重ねた上で、お子さん・保護者ほごしやの意向いこうを最大限さいだいげんに尊重そんちやうして決定けつていします。



きょういく かん そうだん 教育に関する相談について

お子さんの教育に関することは、まず学校に相談してください。必要に応じて、学校から相談機関を紹介し、学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも次のような教育相談窓口があります。

茨木市では、不登校やいじめ、対人・交友関係、集団に馴染みにくいなど、子どもが抱えている「こころの悩み」や、発達に関する相談を行っています。

- 1 開設場所 茨木市教育センター
(茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)内及び教育委員会分室)
- 2 対象 茨木市内在住の児童・生徒及び保護者
- 3 時間 月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで
(ただし、国民の祝日、年末・年始は除く)

4 種類と申し込み先

- ① 面接相談・発達相談・不登校相談 【電話 626-4400】
予約制になっていますので、事前に電話で予約してください。日程調整した上で、専門の相談員が、保護者やお子さんとの面談を行います。
- ② 電話教育相談 【電話 625-7830】
学習や進路などの教育に関する悩みの相談を行います。
- ③ 「いじめ」ホッと電話相談 (午前9時から午後5時まで)
【電話 627-5511 大人用 / フリーダイヤル 0120-147970 子ども用】
いじめに関する悩みの相談を行います。

くわしくは、教育センター(電話 626-4400)にお問い合わせください。
教育センター以外の相談機関も後ろのページに紹介していますので、ご覧ください。



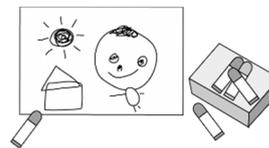
ふとうこうじどうせいとしえんしつ 不登校児童生徒支援室「ふれあいルーム」について

茨木市では、心理的又は情緒的原因等によって、登校できない状況にある子どもたちに対して、教育相談、個別活動・集団活動を通して、学校復帰・社会的自立のための支援を行っています。

- 1 開設場所 茨木市教育センター（教育委員会分室内「教育支援ルーム」）
- 2 対象 茨木市内在住で、心理的又は情緒的原因等により、登校ができない状況にある児童・生徒
- 3 時間 月・火・木・金曜日の午前10時から午後3時まで（ただし、国民の祝日、年末・年始、教育センターが指定した日は除く）
- 4 支援内容
 - ① 教育相談
カウンセラーが本人や保護者の心理的サポートを行います。
 - ② 主な活動：指導員のアドバイスを受けながら自分の活動を行います。
 - ・国語、算数等の自習を行う教科学習
 - ・実技を伴う学習、体験学習等の集団活動を行う総合学習
 - ・一人ひとりの興味・関心を尊重した個人活動
 - ・運動会や遠足等の所外活動
- 5 申し込み方法
入室を希望される場合は、担任・校長と十分相談の上で、学校を通してお申込みください。



た きょういくそうだんきかん
その他の教育相談機関



相談機関	内容	開設時間	連絡先
大阪府教育センター すこやか教育相談	いじめ、不登校 セクシュアル・ハラスメント 子育て、しつけ	(月)～(金) 9:30～17:30 祝日・年末年始 休み	☆ 子どもからの相談 すこやかホットライン 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp ☆ 保護者からの相談 さわやかホットライン 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
大阪府吹田 子ども家庭センター	不登校家庭内暴力 対人関係の不安 家出・外泊・盗み 障がいのある児童の 養育や生活指導 虐待・養育困難	(月)～(金) 9:00～17:45 祝日・年末年始 休み	06-6389-3526
ローズWAM (男女共生センター)	家庭、仕事、生き方など、 女性の様々な悩みにつ いての相談	(月)～(土) 10:00～16:00 火曜日及 祝日 ・年末年始休み	☆ 電話相談 072-621-0892 ☆ 面接相談(予約制) 072-620-9920
茨木 少年サポートセンター	少年の非行問題につ いての相談と立ち直り 支援	(月)～(金) 9:00～17:45 祝日・年末年始 休み	072-625-6677
こども相談室	① 子育て相談 ② 児童虐待相談・ 通告	① (月)～(金) 10:00～16:00 祝日・年末年始 休み ② (月)～(金) 9:00～17:00 祝日・年末年始 休み	① ☆ 子育て相談電話 ☆ 面接相談(予約制) 072-624-0961 ② ☆ 児童虐待相談 ・通告電話 072-624-8951



茨木市立中津小学校

〒567-0824 茨木市中津町 10 番 15 号

TEL 072-634-3478

HP アドレス

<http://www.educ.city.ibaraki.osaka.jp/e-nakatsu/>

発行

平成31年 2月 7日